

今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針

平成24年2月

世田谷区

目 次

I 方針策定にあたって	
1 方針策定の趣旨	1
2 方針の位置付け	1
II 保育施策推進の取り組みと課題	
1 保育施策推進の方向性	2
2 これまでの主な取り組みと課題	2
III 区立保育園の役割	
1 区立保育園と私立保育園の現状と特長	4
2 区立保育園が果たすべき役割	6
3 区立保育園における具体的な取り組み	7
4 今後の区立保育園整備の考え方	8
IV 区立保育園の再整備にあわせた保育施策の推進	
1 今後の保育施策推進の考え方	10
2 保育施設再整備の手法	11
V 保育施設再整備の進め方	
1 整備対象園の選定と整備手法	12
2 新たに整備する施設	12
3 移転もしくは閉園時に在園する児童への対応	13
4 対象園の発表	13
5 私立保育園として再整備する場合の運営主体と事業者の選定	13

I 方針策定にあたって

1 方針策定の趣旨

本区においては、0歳から5歳の就学前児童の人口増加に加え、核家族化の進行や女性の就労意識の変化、また景気動向等の社会状況の変化などにより、平成23年4月の認可保育園申込者数は「世田谷区子ども計画」を策定した平成17年当時と比べ約4,400人と2倍近くまで増加しています。区では保育サービス待機児への対応を喫緊の課題とし、「世田谷区子ども計画 後期計画」において目標事業量を定め、保育施設の整備に全力を挙げて取り組んでいるところです。

また、保育需要の増大に伴い、保護者の保育ニーズもますます多様化してきており、在宅子育てで家庭への支援も含め、多様な保育サービスの拡充が求められています。

さらに、保育ニーズの増大・多様化への対応とあわせて、保育の質を確保・向上していくことも不可欠です。保育の質を高める仕組みづくりのほか、老朽化が進む施設の更新など、子どもたちの育ちに十分配慮し、良質な保育が受けられる環境を整備していく必要があります。

一方、本区の財政状況は、長引く景気の低迷により歳入の根幹を占める特別区民税がここ数年大幅に落ち込んでおり、当面は基金からの繰入れや起債の活用により財源を手当てせざるを得ない状況が続くと見込まれています。財政状況が極めて厳しい中、社会保障関連経費や公共施設の改築・改修整備経費等、今後も行政需要は大きく増加する見込みであり、こうした需要や景気変動にも耐えうる持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

本方針は、厳しい財政状況にあって、増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応し、今後も継続的・安定的に保育サービスを提供し続けるため、区立保育園の役割を改めて整理するとともに、老朽化の進む施設の更新にあわせて効率的・効果的に施策を推進するために策定したものです。

2 方針の位置付け

本方針は「世田谷区子ども計画 後期計画」で掲げる保育施策を行政経営の観点からより効率的・効果的に推進するために策定したものであり、新たな「世田谷区行政経営改革計画」でも取組項目に位置付けられています。

また、区では平成17年度から23年度を計画期間とする従前の行政経営改革計画のもと、5園の区立保育園の民営化を実施しましたが、本方針の策定にあたっては、平成22年度に外部の有識者に実施いただいた民営化の検証結果も反映しています。

今後は本方針を基本とし、概ね10ヵ年を見通して施設の整備や事業の見直しなどに取り組みますが、現在国で検討されている「子ども・子育て新システム」の動向や今後の保育需要の変化、また本方針に基づく施策の進捗状況などを見極め、必要に応じて改めて検討を行うものとします。

Ⅱ 保育施策推進の取り組みと課題

1 保育施策推進の方向性

区では「世田谷区子ども計画」の推進にあたり、取り組みの柱の一つである保育サービスの充実に向け、次の4つの視点から保育施策を推進していきます。

(1) 保育サービス待機児解消に向けた保育施設の整備拡充

保育を必要とする子育て家庭に、必要な保育サービスを提供するため、待機児解消に向けた保育サービス施設の整備を拡充します。

(2) 多様な保育サービスの提供

在宅子育て家庭への支援も視野に入れ、一時預かり保育、病児・病後児保育、延長保育、休日・年末保育など、多様な保育サービスの拡充に取り組みます。

(3) 子どもの視点に立った保育の質の確保と向上

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、子どもたちの育ちに十分配慮し、「子どもの視点」に立った保育環境を整備します。

(4) 保育施設による地域子育て支援機能の充実強化

「保育所保育指針」を踏まえた地域子育て支援策として、保育園が子育てに関する情報提供や相談の場となるよう、「ひろば」や「一時預かり」を認可保育園に併設するなどの取り組みを進めます。

2 これまでの主な取り組みと課題

区では、これまでも保育サービスの拡充を図るため、財政負担にも考慮しながら、効率的・効果的に施策が推進できるよう様々な手法を用いていますが、それぞれの取り組みには課題や改善すべき点もあります。

(1) 区立保育園の民営化

平成18年度から22年度に、多様な保育ニーズへの対応、保育サービスの活性化と質の向上、行政運営の効率化を目的に各地域1か所ずつ、計5園の区立保育園を民営化しました。

平成22年度には外部の有識者を委員とし、保護者や事業者に対するアンケートやヒアリングを通じて関係者の意見も聞きながら民営化の検証を実施しました。

検証結果報告書では、長時間（4時間）延長保育や休日・年末保育などの保育ニーズへの対応が図られているとともに、民営化を契機とした保育の質の向上や活性化も期待できるとの評価をいただいています。また、民営化前と比較すると、区の財政負担も軽減されており、その効果は待機児解消などの財源として活かされています。

しかしながら、民営化移行までのプロセスや移行直後における保護者の不安などもあわせて指摘されています。

《 ポイント 》

- 1) 運営主体が変わることを入園後に知らされるのが、保護者や子どもの不安や不満となりました。
- 2) 区立保育園の保育の継承を前提としたことが保護者の安心に繋がっている一方で、事業者独自の理念による工夫や改善を抑制している面があり、結果として事業者の実力を十分に発揮することができませんでした。また、区立保育園との保育内容や園運営の相違が保護

者の不満となりました。

- 3) 老朽化が進んでいる施設もあり、将来的には建替え等を行う必要が生じるなど、移行後も施設の修繕や改修等に区の財政負担が生じます。

(2) 保育サービス待機児解消に向けた施設整備

区では平成17年度以降、一貫して保育サービス施設の整備に取り組んでおり、平成23年4月までに3,200人を超える定員拡大を図ってきました。

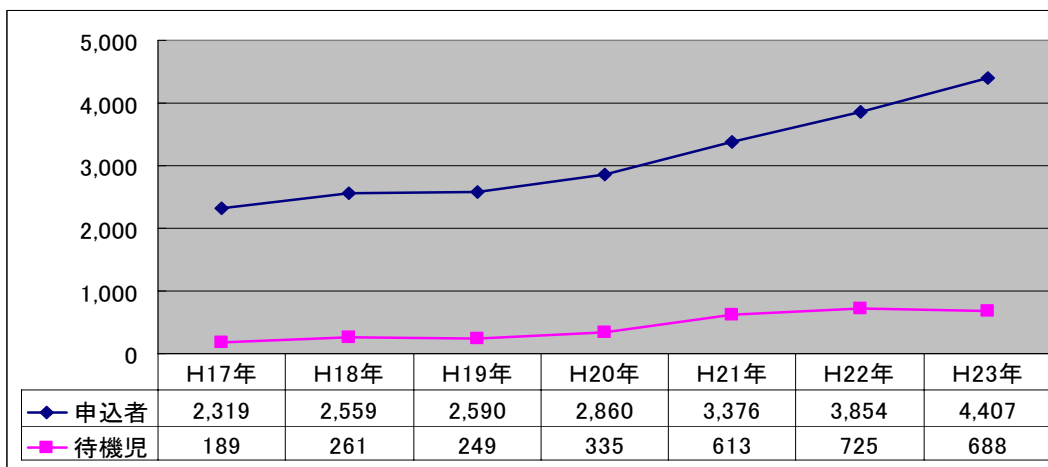
特に、平成21年4月の待機児急増を受け、平成21年度から22年度の2か年においては、区の財政負担にも考慮し、国の「安心こども基金」を活用しながら私立保育園分園の整備を中心に約1,900人の定員拡大を図りました。

また、私立保育園の整備にあわせて、1時間を超える延長保育や一時預かり保育を実施するなど、多様な保育サービスの拡充にも取り組んでいます。

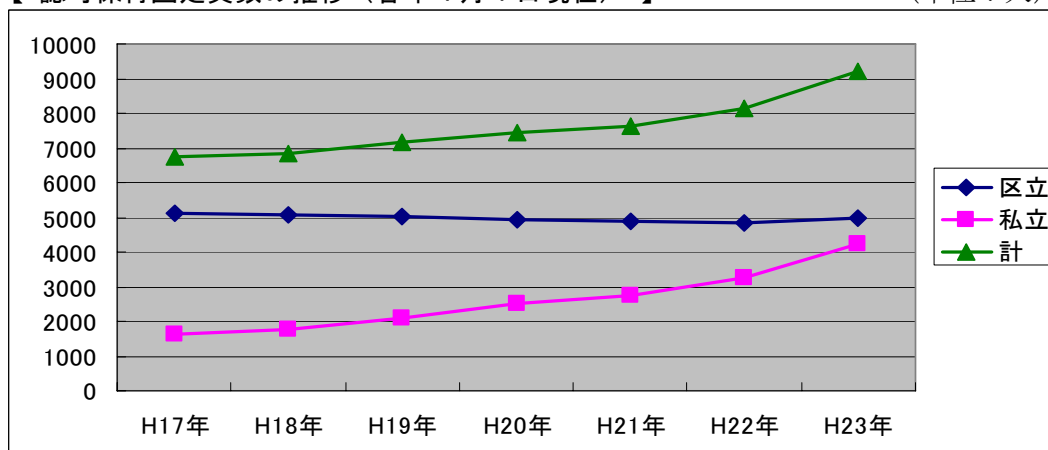
《 ポイント 》

- 1) 認可保育園への入園申込者数は増加の一途を辿っていますが、保育施設整備に適した土地には限りがあります。また、厳しい財政状況の中、新たな土地を取得することも難しい状況です。
- 2) 少子化の影響もあり、将来的には保育需要の減少も考慮しておく必要があります。
- 3) 新たに整備した私立保育園では概ね0歳児保育を実施していますが、現在の区立保育園の1歳児園では保育スペースに制約があり、ニーズのある0歳児保育を実施できません。

【 認可保育園申込者・待機児数の推移（待機児は各年4月1日現在） 】（単位：人）



【 認可保育園定員数の推移（各年4月1日現在） 】（単位：人）



(3) 区立保育園の老朽化対応

本区の区立保育園の多くは、昭和40年代から50年代半ばにかけて建設されており、5年後には築35年を超える施設の数が50園中41園(82%)となります。

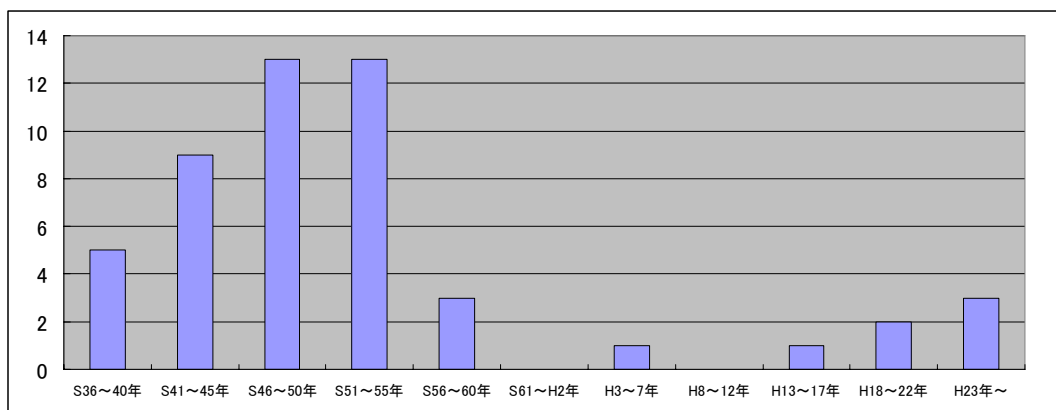
区では、公共施設整備方針を踏まえ、合築・複合化による管理運営の効率化を図りながら、順次施設を更新するとともに、良好な環境を維持するため、施設や設備等の保守・点検も計画的に実施しています。

《 ポイント 》

- 1) 厳しい財政状況が続く中、今後、施設の改築・改修が集中的に必要となります。
- 2) 改築のための代替地や仮設園舎の建設地の確保が難しい状況にあります。

【 建設年代別区立保育園数 】

(単位：園)



※ 平成24年度に移設を予定している池尻保育園は、新園舎建設年に含んでいます。

今後は、これまでの取り組みにおける課題等に一体的に取り組むなど、これまで以上に効率的・効果的な手法で計画的に保育施策を推進していく必要があります。

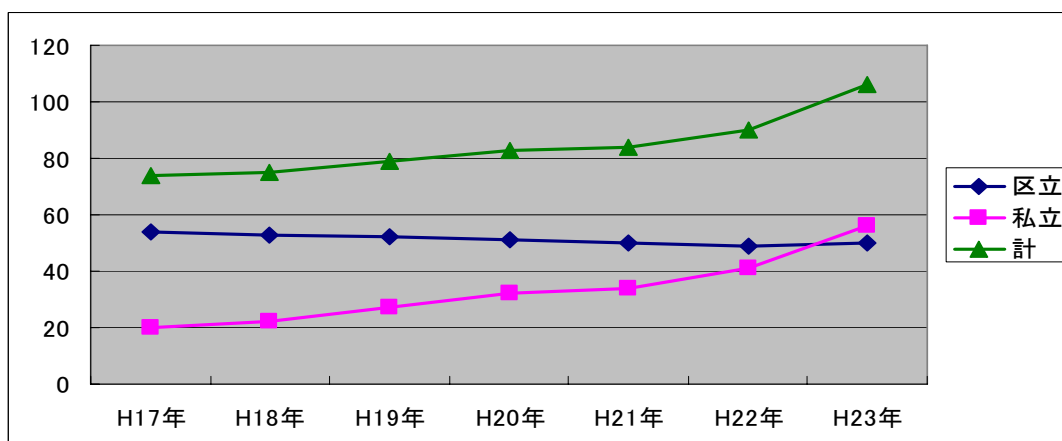
Ⅲ 区立保育園の役割

1 区立保育園と私立保育園の現状と特長

区内の認可保育園は、平成17年4月当時、区立保育園が54園、私立保育園が20園、合計で74園設置されていましたが、平成23年4月現在では、区立保育園が50園、私立保育園が56園、合計で106園となっており、待機児解消に向けた施設整備や区立保育園の民営化などにより、私立保育園が36園増えています。(設置数にはいずれも分園を含んでいます。)

【 認可保育園数の推移(各年4月1日現在) 】

(単位：園)



これまで、様々な課題に対し区立・私立が一体となって取り組んできましたが、現状ではそれぞれに次のような特長が見受けられます。

(1) 区立保育園の特長

経験豊かな職員が長年蓄積・継承されてきた保育のノウハウとその専門性を活かし、世田谷区の保育のスタンダードとして質の確保・向上に取り組んでいます。また、地域の子ども家庭支援センターや児童相談所など関係機関とのネットワークの強さを活かし、配慮を必要とする児童の支援などにも積極的に取り組んでいます。

(2) 私立保育園の特長

各事業者が独自の保育理念や保育方針を持って、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し、産休明け保育や長時間の延長保育など様々な保育サービスに新たな発想も入れながら積極的に取り組むとともに、待機児解消に向け、施設の新設や分園の開設などにより定員枠の拡大を図るなど、その柔軟性、機動性を活かし、本区の保育施策に貢献しています。また、区立保育園民営化の検証結果で示されたとおり、運営費補助の仕組みの相違などにより区の財政負担を抑制することもできています。

【 保育サービスの実施状況（平成23年10月1日現在） 】（単位：園）

事業名		区立	私立	合計
延長保育	1時間	45	30	75
	2時間	—	13	13
	4時間以上	—	6	6
緊急保育※①		50	39	89
一時預かり保育※②		50	16	66
休日保育		—	5	5
病児・病後児保育		1	2	3
0歳児保育	43日	—	2	2
	57日	—	28	28
	5か月	21	2	23
	6か月	—	12	12

※①：区立は各園1名。私立は各園2名。

※②：区立は定員に空きがある場合に各園1名。私立は各園5～10名程度。

厳しい財政状況が続く中、今後も安定的・効果的に保育施策を推進していくには、これまで区立保育園と私立保育園が果たしてきた役割や区の財政負担の相違なども踏まえ、それぞれの特長を活かした取り組みが必要となります。

2 区立保育園が果たすべき役割

保育施策の推進にあたっては、今後も区立保育園、私立保育園が一体となって取り組んでいくことに変わりありませんが、待機児解消に向けた施設整備や多様な保育サービスの充実が私立保育園の柔軟性・機動性を活かした取り組みが期待できます。

区立保育園では、経験豊かな人材や行政機関として持つネットワークなどを活かし、主に以下の機能の充実を図っていきます。

(1) 地域子育て支援機能の充実

区内の就学前児童数の約4分の3は在宅子育て家庭が占めています。家庭や地域の子育て力を向上させていくため、認可保育園では入所児童に対する保育の実施だけではなく、地域の全ての子育て家庭に対する支援にも力を入れていく必要があります。

区立保育園でも、地域交流事業や体験保育、子育てサポートなど様々な取り組みを進めていますが、職員の経験や専門性を発揮するとともに、行政機関として持つネットワークなどを活用し、利用者のニーズに応じた適切な支援ができるよう、地域の子育て支援機能の一層の充実を図っていきます。

(2) 保育の質や地域の子育て機能の向上支援

保育需要が増大し保育ニーズが多様化する中、保育の質の確保・向上がますます求められます。区立保育園は、児童福祉法や憲法、子どもの権利条約等の精神に沿った、子どもが健やかに育つための「世田谷区の保育」の基本を示しながら、区内の保育の質の向上を牽引していかなければなりません。私立保育園をはじめ地域の保育施設と連携しながら、区の保育の質の底上げと活性化に努めていきます。

(3) 地域の配慮を要する子ども・家庭に対する適切な対応

障がいやアレルギーなどがあり特別な支援を必要とする場合や、児童虐待の発見・未然防止には、保育施設をはじめとした地域におけるきめ細かな対応が必要になります。

世田谷区では、ノーマライゼーションの理念の基、区立保育園でも私立保育園でも様々なお子さんを受け入れています。区立保育園では、子ども家庭支援センター、児童相談所、総合福祉センター、発達障害相談・療育センター等とのネットワークを活かしながら、配慮を必要とする子ども・家庭に対する早期の対応と継続的な見守り・支援に力を入れていきます。

(4) 災害時における子育て家庭の支援

大規模な自然災害や火災など不測の事態では、乳幼児を抱えた家庭は様々な不安や不便から支援を必要とする場合があります。

区立保育園では、災害時における地域の要支援家庭を受け入れるとともに、他の保育施設において保育の実施が困難になった場合にも対応できるよう体制を整えていきます。

3 区立保育園における具体的な取り組み

区立保育園では、これまでも地域の子育て家庭の支援や保育の質の確保・向上などを目的に様々な事業を行ってまいりましたが、今後、次に掲げる取り組みを中心に検討を進め、区立保育園としての機能を充実させていきます。

① ひろば事業の実施

ひろば事業は既に子育てステーションや区立児童館などで実施されていますが、区立保育園が持つ豊富な人材・経験・専門性ととともに、既存の地域交流事業などのノウハウも活かした事業を展開することで、在宅子育て家庭支援の一層の充実を図ります。あわせて、配慮を必要とする子どもや家庭の早期の発見、連携へとつなげていきます。

② 巡回指導相談の拠点整備

区では専門の職員が区内の保育施設を訪問し、保育内容や衛生管理などの状況を把握するとともに、必要に応じて助言・相談を行う巡回指導相談を行っています。巡回指導相談は区と各保育施設との連携を深め、保育の質を向上させるための重要な機能を担っています。今後は地域の施設間の連携や協力体制を強化し、良質な保育サービスを共有できる仕組みを作るため、各地域に巡回指導相談の拠点となる区立保育園を順次整備していきます。

③ 緊急保育・一時預かり保育の充実

現在、区立保育園で実施している緊急保育、一時預かり保育は、利用要件や人数・期間に制約があり、利用者が限られています。地域の子育て支援の充実を図るにあたり、現行制度の見直しも検討します。

④ 子育てサポート等による産前産後家庭の支援

母子手帳が交付された家庭を対象に、子育てサポートや体験保育などを通じて関わりを持ち、出産前家庭の育児不安を軽減するとともに、出産後の子育て支援につなげる仕組みを検討するなど子育てサポートの充実を図ります。

⑤ 既存事業（地域交流・体験保育等）の充実

誰もが気軽に子育てについて学び、相談することができ、職員がその専門性を活かし保護者の育児に対する不安を解消できるよう、事業の見直し、充実を図ります。また、行政機関として持つネットワークを活用し、地域の子育て家庭に対して積極的に情報を発信していきます。

⑥ 地域の保育ネットワーク充実に向けた支援

現在、地域の保育施設が自主的・自発的にネットワークをつくり、研修や情報共有の場を設けています。このネットワーク充実のための支援を区立保育園が行うとともに、近隣の保育施設をバックアップし、地域の安定した保育の質の確保・向上に努めます。

4 今後の区立保育園整備の考え方

区立保育園の老朽化に伴い施設の再整備が順次必要となりますが、施設整備にあたっては区立保育園の役割を踏まえ、効率的・効果的にその機能が果たせるよう体制を整える必要があります。

(1) 保育施設間の連携強化

現在、各保育施設は5つある総合支所の『地域』をひとつの単位として連携を図っています。保育需要の増加に伴い、各地域に急速に保育施設が増える中、多様な保育ニーズに適切かつ迅速に対応し、保育の質や地域の子育て機能の向上を図っていくには、これまで以上に密接な連携、協力が必要となります。

そこで、各保育施設がより密接なネットワークを構築し、きめ細かく地域の保育ニーズに対応していくため、地域内の保育施設をグループ化し、区立保育園はグループ内の子育て支援の充実や保育の質の向上に向けて中心的な役割を担っていきます。

(2) 拠点園の整備

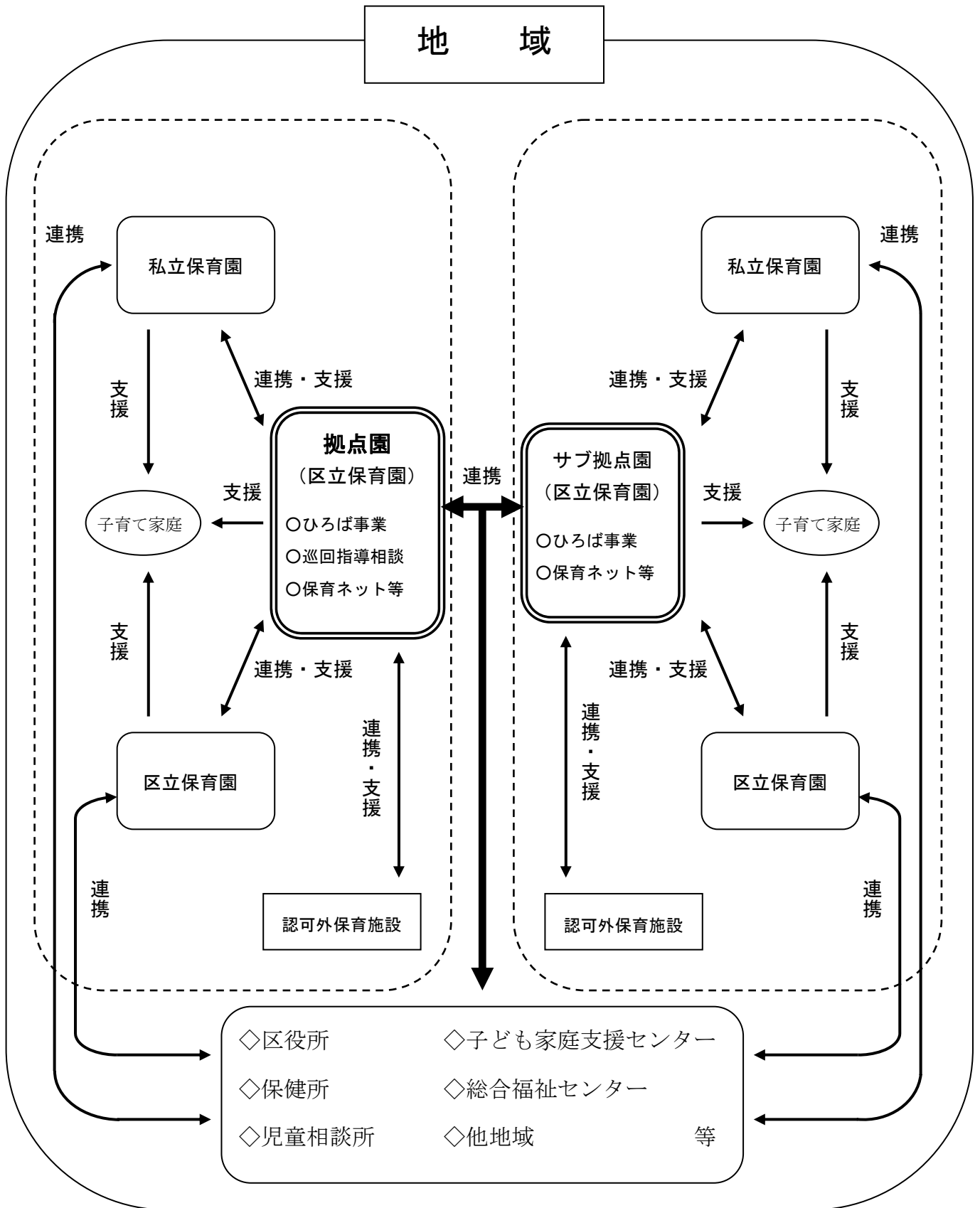
区立保育園の再整備にあたっては、グループ内における区立保育園同士の連携・協力体制や利便性なども考慮しながら配置を見直していきますが、保育施設間のネットワークが十分に機能するには、各グループや地域の関係機関との連絡調整などの中心的役割を果たす機関が必要となることから、各地域に子育て支援の拠点的功能を持つ区立保育園（＝『拠点園』）を整備することとします。

拠点園では、巡回指導相談などを通じて地域内の保育施設やその他の関係機関との連携、協働に主体的・積極的に取り組むとともに、ひろば事業を実施するなど在宅子育て家庭支援の拠点としての役割も担っていきます。また、広域災害時にも地域の被災子育て家庭支援の中心的役割を担うこととします。

拠点園がこうした役割を担っていくためには、子育て支援事業のためのスペースの確保や利便性が良いなど、一定の要件を満たしている必要があることから、区立保育園の施設更新にあわせて順次整備していきます。

また、地域の規模や保育施設の分布状況などを考慮し、拠点園の機能を補い、地域の子育て支援事業等を充実させるため、必要に応じて『サブ拠点園』も整備します。

【 保育施設間の連携強化と拠点園の考え方（概念図） 】



IV 区立保育園の再整備にあわせた保育施策の推進

1 今後の保育施策推進の考え方

(1) 基本とする考え方

少子化の進行、核家族化の進展、就労形態の多様化、地方分権や規制緩和といった構造改革の流れなど、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした流れの中で、世田谷区では社会の状況が変化しようとも、子どもや子育て家庭が地域の中で安心してすこやかに育ち、養育できる保育の環境や仕組みの確立を目指します。

今後も区立保育園、私立保育園が力を合わせ、在園児だけでなく在宅子育て家庭の支援も含む保育サービスの一層の充実を図っていきますが、それぞれがこれまでに果たしてきた役割や特長を踏まえ、区の財政負担の相違も考慮しながら保育施策をより効率的・効果的に推進していきます。

区立保育園では、在宅子育て家庭に対する支援機能を強化し、地域交流事業や子育てサポートなど既存の取り組みの充実を図るほか、施設の再整備にあわせて子育て支援の拠点となる区立保育園を整備し、地域の保育施設と連携、協働することで保育の質の向上や活性化を図っていきます。

また、私立保育園には、引き続き保育需要の増加、多様化に柔軟に対応いただき、それぞれの事業者の理念、特色を活かして保育や子育て支援の充実を図っていただきます。

(2) 保育施策を推進するための手法の概要

- 老朽化が進む区立保育園を統合、移設もしくは閉園します。
- 統合、移設もしくは閉園により生じる区立保育園跡地は、保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図っていきます。
- 統合、移設等により再整備する区立保育園は、地域の『拠点園』もしくは『サブ拠点園』とすることを基本とし、0歳児保育、緊急保育などのほか、ひろば事業や巡回指導相談等も実施します。
- 私立保育園として再整備する場合は、産休明け保育及び1時間を超える延長保育の実施を基本とするほか、事業者の発想も活かした保育サービスを実施します。

(3) 取り組みによる効果

- ◎区立保育園の老朽化を解消し、安全・安心でより良い保育環境を確保することができます。
- ◎待機児の状況に応じた定員の設定や私立保育園の整備ができ、保育需要の増加もしくは減少にも対応できます。
- ◎保護者からのニーズが高い低年齢児保育や緊急時の保育など、多様な保育サービスの拡充を図ることができます。
- ◎『拠点園』や『サブ拠点園』を中心に地域の保育施設が連携、協働することで、保育の質の向上と活性化を図ることができます。
- ◎専用のスペースやスタッフを揃えることで、保育園における在宅子育て支援機能を強化できるとともに、災害時にも子育て家庭を支える拠点としての役割を果たすことができます。
- ◎既存の区有地を活用した再整備、私立保育園への移行による運営費負担の軽減など、区の財政負担の削減を図りながら保育施策を推進できます。

2 保育施設再整備の手法

今後は、老朽化が進む区立保育園の施設の再整備にあわせて待機児対応や保育サービスの充実、行政運営の効率化などに取り組みますが、具体的な手法としては次の『代替地再整備方式』もしくは『閉園後再整備方式』を基本とします。

(1) 代替地再整備方式

◎老朽化が進む区立保育園で、周辺に代替地（保育施設整備の適地）が確保できた園は、当該地に新たに整備する保育園（区立保育園もしくは私立保育園）に移設します。

- ・代替地の周辺に複数の区立保育園があり統合が可能な場合は、当該地に新たに整備する保育園に統合します。
- ・代替地に新たに整備する保育園は、他の用途施設との合築・複合施設とする場合もあります。

《 移設後の区立保育園跡地の活用 》

◎保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図っていきます。

- ・保育施設として再整備する場合には、私立保育園とすることを基本とします。
- ・新たに整備する保育園は、他の用途施設との合築・複合施設とする場合もあります。

(2) 閉園後再整備方式

◎老朽化が進む区立保育園で、再整備計画発表後に入園する児童の転園先（原則として区立保育園）が確保できる園は閉園し、保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図っていきます。

- ・保育施設として再整備する場合には、私立保育園とすることを基本とします。
- ・新たに整備する保育園は、他の用途施設との合築・複合施設とする場合もあります。

《 施設整備の基本的な類型 》

施設整備の手法	代替地	区立保育園跡地
代替地再整備方式	区立保育園整備 もしくは 私立保育園整備	私立保育園整備 (区立保育園整備) ※
		他用途施設整備 等
閉園後再整備方式	/	私立保育園整備 (区立保育園整備) ※
		他用途施設整備 等

※地域における区立保育園の役割を踏まえ、改めて区立保育園を再整備する場合があります。

V 保育施設再整備の進め方

施設の再整備に伴う移転や転園、運営主体の変更等は、保育環境の変化をもたらすことから、子どもたちへの影響や保護者の不安にも十分配慮する必要があります。

区では区立保育園の民営化を進めるにあたりガイドラインを作成しましたが、保育施設の再整備にあたっては取り組みの進め方をあらかじめお示しし、保護者の皆様のご理解・ご協力をいただきながら取り組みを進めます。

1 整備対象園の選定と整備手法

区立保育園の老朽化の解消とあわせて保育施策を推進する観点から、原則として次の基準により再整備対象園を選定し、条件に見合った手法で施設の再整備を行います。

選定の基準		施設整備の手法
老朽化が進んでいる保育園（移設もしくは閉園時に概ね築35年以上となる園）	周辺に代替地（保育施設整備の適地）が確保できた園 計画発表後に入園する児童の転園先（原則として区立保育園）が確保できる園	

代替地再整備方式

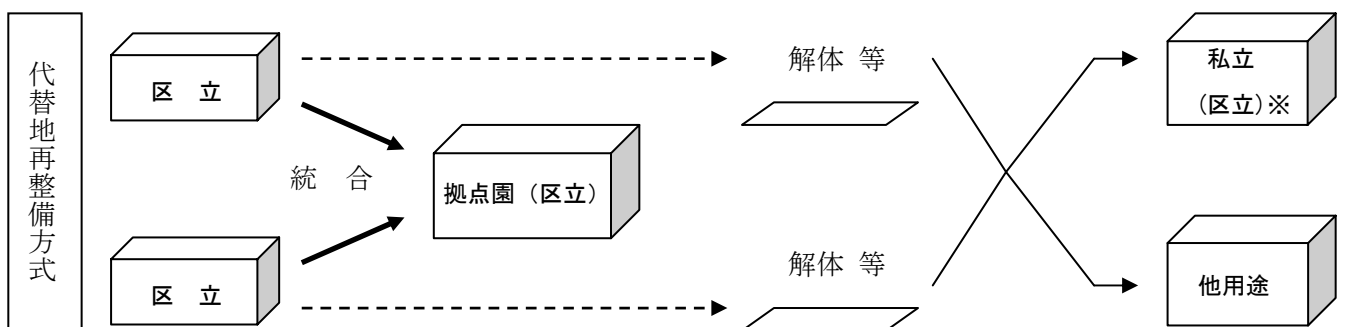
閉園後再整備方式

2 新たに整備する施設

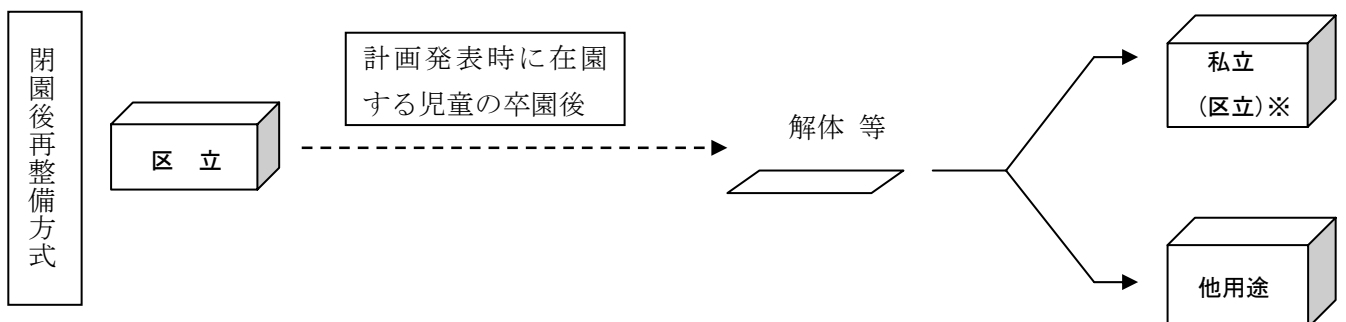
代替地及び区立保育園跡地には次の考え方を基に保育施設等を整備します。

区立保育園の役割を踏まえ、地域の子育て支援の充実や保育の質の向上のため、区立保育園を改めて整備する必要がある場合（P8参照）	区立保育園を整備
施設規模や立地条件から、地域の子育て支援や保育サービス施設間のネットワークの中心が担える場合（P8参照）	拠点園（もしくはサブ拠点園）を整備
地域内の他の区立保育園が、地域の子育て支援の充実や保育の質の向上に向けた役割を果たすことができる場合	私立保育園を整備
保育需要の状況等から地域内に保育施設が充足されており、区全体としての公共施設整備の観点から有効活用を図るべき場合	他用途施設整備 等

【 保育施設再整備の進め方（概念図） 】



* 2つの区立保育園を統合し、地域の拠点園とする場合



※地域における区立保育園の役割を踏まえ、改めて区立保育園を再整備する場合があります。

3 移転もしくは閉園時に在園する児童への対応

施設の再整備による移転や転園、運営主体の変更等は、保育環境の変化を伴います。区立保育園のまま移転する場合は従来どおり在園中の移転となることがありますが、閉園する場合や私立保育園に移行する場合は、計画発表時の在園児の卒園を待って移行するなど、できる限り円滑な移行に努めます。

施設整備の手法	入園時期	施設更新後の保育園	対 応
代替地再整備方式	計画発表前	区立保育園	在園中に新たに整備する区立保育園に移転します。
		私立保育園	計画発表時に在園する児童の卒園後に移転します。
	計画発表後	区立保育園	入園申込時に、在園中に代替地に整備する区立保育園もしくは私立保育園に移転（転園）する旨、あらかじめご案内します。
		私立保育園	
閉園後再整備方式	計画発表前	/	計画発表時に在園する児童の卒園後に閉園します。
	計画発表後		入園申込時に、在園中に閉園する旨、あらかじめご案内します。なお、閉園時には転園枠を確保できる周辺の保育園（原則として区立保育園）に選考のうえ転園となる旨も、あわせてご案内します。（希望者の中で園決定の選考を行います。）

4 対象園の発表

区では、施設の老朽化の程度、代替地や児童の転園先の有無などを総合的に勘案して対象園を決定し、整備手法やスケジュール等の計画を策定します。採用する整備手法によっては、計画発表時に在園する児童の卒園を待って移設、閉園するなど長期間の計画となることから、複数園の整備計画を同時期に発表する場合があります。

具体の整備計画は、策定後速やかに対象園の保護者に周知し、説明会などを開催します。また、広く区民にも発表することとし、保育園入園希望者が整備計画を踏まえて希望園を選択できるよう、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うようご案内します。

5 私立保育園として再整備する場合の運営主体と事業者の選定

長年地域の子育て支援の機能を担ってきた区立保育園を私立保育園として再整備する場合、区には区立保育園の水準の保育を地域に根ざして安定的・継続的に提供でき、地域の方々に安心してご利用いただける事業者を選定する責任があります。

区立保育園の民営化にあたっては、様々な立場の保護者、保育園関係者、専門家などの意見も伺いながら、「区立保育園民営化ガイドライン」を作成し、ここに定めた基準、ルールに基づき民営化を進めてきました。

そこで、保育施設の再整備にあたり区立保育園に代わり私立保育園を整備する場合には、民営化のガイドラインを踏まえて事業者の選定等を進めることを基本とします。ただし、民営化の検証報告では、そのプロセス等に関する指摘もあったことから、これらも考慮した事業者選定等の考え方を以下に示します。

(1) 運営主体

区立保育園民営化の検証の際に実施した保護者アンケートの結果では、民営化後の運営主体に関して、移行後の保育の質を重要視する保護者とともに、社会福祉法人等が持つ児童福祉の理念や公共性・公益性に安心感を持っている保護者が多く、検証委員会も社会福祉法人等から選定することを前提としたことは適当であったと評価しています。

民営化の検証結果を踏まえ、区立保育園を私立保育園として再整備する場合の運営主体は、社会福祉法人を基本とします。

(2) 事業者の公募

より優良な事業者を確保するため、事業者は広く公募します。多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、事業者が余裕をもって応募できるよう1～2か月程度の応募期間を確保します。

(3) 事業者の選定

i) 選定の基準

区立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。そのため、事業者の継続性や安定性ととも、保育園運営の内容（保育の質）を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。

ii) 選定方法

区は事業者選定にあたり、学識経験者等の専門家を含めた選定委員会を設置します。事業者は選定委員会の選定結果に基づき区が決定しますが、決定にあたっては、単に応募事業者の中での相対的な優位者を決定するのではなく、選定の基準を満たす事業者とします。

iii) 決定事業者名の公表

決定事業者名の発表は、対象園の保護者だけでなく広く区民に行うこととし、保育園入園希望者が事業者決定を踏まえて希望園を選択できるよう公表します。

(4) 新たに整備する私立保育園における保育

代替地再整備方式では、在園中に新たに整備する私立保育園に移行する（在園中に運営主体が区から社会福祉法人に移行する）場合があります。

このような場合、区は選定の基準を満たした質の高い保育が実践できることはもちろん、運営主体の変更に伴う影響ができるだけ子どもや保護者に及ばないよう、細やかな配慮ができる事業者を選定します。

選定した事業者には、区職員から個々の子どもに関する引継ぎをきめ細かく行うとともに、移行前に区立保育園の保育内容についても十分確認いただき、それらを踏まえて事業者の持つ理念や特色を活かした保育を実践していただきます。

【 スケジュール（モデルケース） 】

① 代替地再整備方式（区立⇒統合区立）

■計画発表 2 年後に代替地にある施設の用途が終了し、その跡地に 2 年間かけて統合区立保育園を新築する場合

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
既存園（2園）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 説明会（随時） 計画・対象園発表 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 既存区立園閉園 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 跡地を活用 保育施設等として </div>
代替地		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 既存施設用途終了 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 既存施設解体 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 統合区立園建設 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 統合区立園開園 </div>	

移 転

② 閉園後再整備方式（区立⇒私立）

■区立保育園（0歳児未実施園）を閉園し、跡地に新たに私立保育園を整備する場合

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
既存園	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 説明会（随時） 計画・対象園発表 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 既存区立園閉園 発表時在園児卒園 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 区立園へ転園 発表後入園児近隣 </div>	
新設園				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 事業者選定 新設私立園 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 既存園解体 新設私立園建設 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 新設私立園開園 </div>